

# 平成27年第2回定例会 防災県土整備企業常任委員会 所管事項説明資料

## 【経営関係】

- 1 平成27年度の組織体制について ..... 1
- 2 長期経営ビジョン及び中期経営計画について ..... 2
- 3 平成27年度当初予算のポイント ..... 4
- 4 平成26年度決算見込みの概要について ..... 8
- 5 経営基盤の強化について ..... 10

## 【事業関係】

- 1 水道用水供給事業 ..... 12
- 2 工業用水道事業 ..... 17
- 3 電気事業（RDF焼却・発電事業） ..... 22

## 〔資料〕

- 企業庁事務分掌 ..... 27

## 〔別冊〕

- 平成27年度三重県企業庁事業概要「水の恵み」
- 三重県企業庁第3次中期経営計画

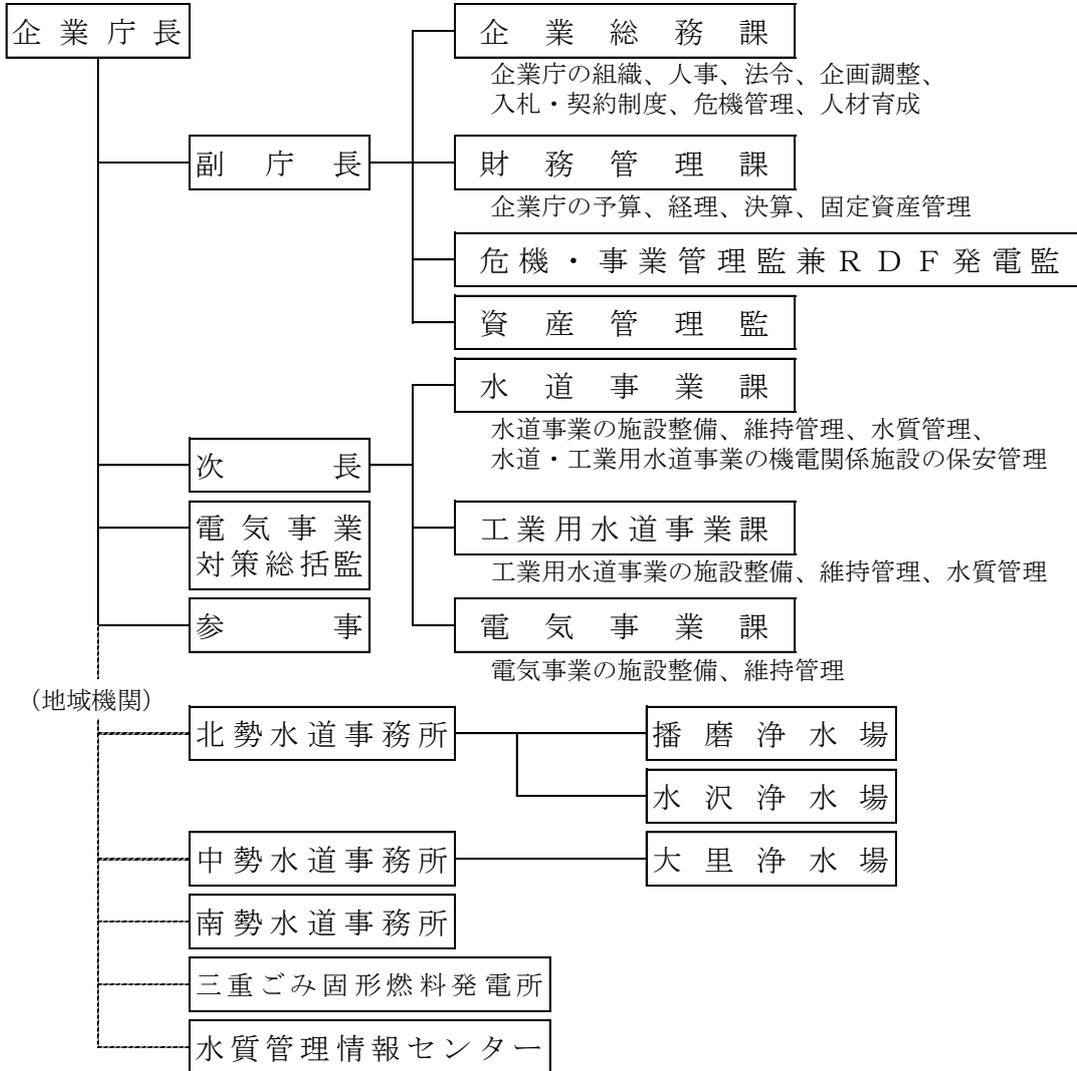
平成27年5月27日

企業庁

# 【経営関係】

## 1 平成27年度の組織体制について

### (1) 組織図〔5課、5事業所〕



※事務分掌については、別添資料P27～28のとおり。

### (2) 職員数の推移(平成27年4月1日現在)

【単位：人】

	H23		H24		H25		H26		H27	
	人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減
本庁	67	△1	67	0	68	1	70	2	67	△3
事業所	174	△11	166	△8	163	△3	159	△4	124	△35
計	241	△12	233	△8	231	△2	229	△2	191	△38

## 2 長期経営ビジョン及び中期経営計画について

### (1) 経緯

企業庁では、社会情勢の変化に的確に対応し、知事が示した「企業庁のあり方に関する基本的方向」（平成19年2月）を具体化するため、平成19年11月に、10年間（平成19年度～平成28年度）の事業運営の理念と道筋を示した「三重県企業庁長期経営ビジョン」（以下「長期経営ビジョン」という。）を策定しました。

また、その実行計画として「中期経営計画」（平成19年度～平成22年度：「三重県企業庁中期経営計画」、平成23年度～平成26年度：「三重県企業庁第2次中期経営計画」）を策定し、抜本的な経営改善を進めてきました。

現在は、平成27年度からの2年間（平成27年度～平成28年度）の具体的な取組を示した「三重県企業庁第3次中期経営計画」（以下「第3次中期経営計画」という。）を策定し、引き続き、経営改善や計画的な施設改良など「安全・安定」供給にかかる取組を進めています。

「長期経営ビジョン」の概要は、別冊「水の恵み」の16～18頁、「第3次中期経営計画」の概要は、同冊子の43～45頁のとおりです。

### (2) 進行管理

#### ア 成果指標の実績把握と公表

「中期経営計画」で設定した主要施設の耐震化率や設備の更新率などの成果指標について、毎年度、実績把握を行い、計画の進捗状況を検証しています。また、計画の進捗状況については、ホームページにより公表しています。

#### イ ユーザー、有識者など外部からの意見聴取

「長期経営ビジョン」及び「中期経営計画」に基づく事業の実施状況や経営状況について、ユーザー・有識者などから幅広い意見をいただき、着実な事業運営を推進しています。

### (3) 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善

#### ア 一市供給地域における水道用水供給事業の市水道事業への一元化

伊賀水道用水供給事業を平成22年4月に伊賀市へ、南勢志摩水道用水供給事業の一部を平成23年4月に志摩市へ譲渡し、一元化を実施しました。

なお、志摩市への譲渡にあたっては、平成25年度までの3年間にわたって県から市へ5名の職員を派遣し、市への技術継承を行いました。

## イ 水道・工業用水道事業における技術管理業務の包括的な民間委託の推進

工業用水道事業については、平成21年度から全ての浄水場等で技術管理業務の包括的な民間委託を導入し、導入効果を検証したうえで平成24年度からは委託範囲を見直して業務の効率化につなげており、引き続き、導入効果を検証しながら包括的な民間委託を実施していきます。

水道用水供給事業への包括的な民間委託の導入については、これまで工業用水道事業で実施してきた委託業務の実績を踏まえ、コスト等も含めて総合的に判断した結果、水道における重い事業者責任を果たすとともに、緊急時には浄水場での当庁職員による迅速な判断・対応が求められるため、全てを委託者に委ねる包括的な民間委託は導入せず、従来どおり、運転監視等の業務を個別に民間委託することで事業を管理運営していきます。

## ウ 水力発電事業の民間譲渡

県議会からの「三重県企業庁事業の民営化に向けた提言」（平成18年3月）を受け平成19年2月に知事から示された「企業庁のあり方に関する基本的方向」において、水力発電事業は「民間譲渡が最初の選択肢」と判断されました。

このため、同年10月から中部電力(株)を譲渡交渉先として、譲渡に関する基本的事項の整理を進めた結果、平成23年8月に譲渡価格は105億円とし、10箇所全ての発電所を3年間で段階的に譲渡することを内容とする「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する基本的事項の合意書」を中部電力(株)と締結しました。

この合意書に基づき、平成25年4月1日に青蓮寺発電所及び比奈知発電所の2発電所を、平成26年4月1日に宮川第一発電所、宮川第二発電所及び蓮発電所の3発電所を、平成27年4月1日に長発電所、宮川第三発電所、三瀬谷発電所、大和谷発電所及び青田発電所の5発電所を譲渡し、中部電力(株)への譲渡が全て完了しました。

## エ R D F 焼却・発電事業の新たな運営主体への移管

水力発電事業の附帯事業であったR D F 焼却・発電事業については、平成28年度までは引き続き企業庁が運営することとされているため、水力発電事業の民間譲渡後の平成27年度から地方公営企業法の任意適用事業として同法の規定の全部を適用する旨の条例改正を行い、R D F 焼却・発電事業が主体の電気事業として運営しています。

平成29年度以降の運営主体については、平成32年度末まで「県」を運営主体として事業を継続することとなっていますが、知事部局で行うか企業庁で行うかは決まっていないため、引き続き関係部局で協議し、決定していきます。

### 3 平成27年度当初予算のポイント

#### (1) 予算編成の基本的な考え方

企業庁は、水と電気の「安全・安心・安定」供給を基本方針とし、平成19年度に策定した「長期経営ビジョン」（平成19～28年度）に掲げる経営目標の実現に向け、ISO9001品質マネジメントシステムを活用した事業運営を行っています。

平成27年度においては、耐震化・老朽劣化対策を図るため、計画的な施設改良を進めながら、安全・安定供給の継続に努めます。

また、平成27年4月1日に水力発電所の民間譲渡が完了したことから、RDF焼却・発電事業を主体とする「電気事業」を継続するとともに、水力発電事業に係るPCB廃棄物の保管・処理業務等の残務整理を行います。

なお、これらの事業の実施に加え、財務基盤の強化を進めるため、新規企業債の発行抑制に努め、金利負担の軽減を図ります。

#### (2) 主な重点項目

##### ア 計画的な施設改良の推進

予算額 6,787,755 千円

将来にわたり水と電気の「安全・安心・安定」供給を実現するためには、管路や浄水場などの施設を効率的に整備し、適切に維持・更新していくことが不可欠です。このため、施設の耐震化を重点的に進めるとともに、老朽劣化対策として電気・計装・機械設備の更新等を実施していきます。

##### (ア) 耐震化

予算額 2,248,989 千円

浄水場等の主要施設や水管橋の耐震補強を行い、大規模地震等による被害の軽減を図ります。

- ・ 沢地浄水場耐震補強工事
- ・ 野代導水ポンプ所耐震補強工事 他

##### (イ) 老朽劣化対策

予算額 2,787,343 千円

管路や設備機器を中心に効率的に改修や取替等を行い、漏水や故障等による給水障害の未然防止を図ります。

- ・ 高野浄水場中央監視制御設備改良工事
- ・ 野代導水ポンプ所電気計装設備改良工事 他

##### (ウ) その他（配水運用の強化等）

予算額 1,751,423 千円

新規ユーザー向けの配水管布設工事等の管路整備や配水運用の強化などを行います。

- ・ 内径 250 耗配水管布設工事（雲出長常～雲出伊倉津） 他

イ 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善

予算額 2,158,911 千円

平成27年4月1日に民間譲渡が完了した水力発電事業の残務整理や技術管理業務の包括的な民間委託などの取組を行います。

(ア) 水力発電事業の民間譲渡（残務整理）

予算額 1,868,863 千円

平成27年4月1日に水力発電所の民間譲渡が完了したことから、RDF焼却・発電事業を主体とする「電気事業」を継続するとともに、水力発電事業に係るPCB廃棄物の保管・処理業務等の残務整理を行います。

- ・微量PCB廃電気機器等処分業務委託
- ・企業債償還 他

(イ) 技術管理業務の包括的な民間委託

予算額 290,048 千円

工業用水道の浄水場等（北勢水道事務所管内）における技術管理業務の包括的な民間委託について、受託者との緊密な連携のもと適切に指導・監督を行い、安全・安定供給の継続に努めます。

- ・統括運転管理及び浄水場等管理業務委託

## 平成27年度当初予算 会計別総括表

(単位: 千円)

	年度	収益の収入 (A)	収益の支出 (B)	収益の収支 (A) - (B)	純利益 (税抜き)	資本の収入 (C)	資本の支出 (D)	資本の収支 (C) - (D)	
水道事業	26	11,710,220	9,524,074	2,186,146	1,947,901	1,935,583	6,665,930	△4,730,347	
	27	9,631,682	9,469,466	162,216	33,028	1,493,897	6,377,605	△4,883,708	
	増減	△2,078,538	△54,608	△2,023,930	△1,914,873	△441,686	△288,325	△153,361	
	前年対比	82.3%	99.4%	7.4%	1.7%	77.2%	95.7%	-	
工業用水道事業	26	6,468,772	6,207,407	261,365	66,248	1,973,688	6,421,462	△4,447,774	
	27	6,090,734	5,880,605	210,129	34,034	1,470,423	6,498,145	△5,027,722	
	増減	△378,038	△326,802	△51,236	△32,214	△503,265	76,683	△579,948	
	前年対比	94.2%	94.7%	80.4%	51.4%	74.5%	101.2%	-	
電気事業	26	3,087,909	4,420,276	△1,332,367	△1,124,198	2,803,776	1,176,106	1,627,670	
	27	1,970,624	2,454,774	△484,150	66,739	7,364,095	1,855,870	5,508,225	
	増減	△1,117,285	△1,965,502	848,217	1,190,937	4,560,319	679,764	3,880,555	
	前年対比	63.8%	55.5%	-	-	262.6%	157.8%	338.4%	
電気内訳	RDF	26	1,064,567	1,183,222	△118,655	△175,165	-	4,113	△4,113
		27	1,271,393	1,187,183	84,210	54,173	-	5,514	△5,514
		増減	206,826	3,961	202,865	229,338	-	1,401	△1,401
		前年対比	119.4%	100.3%	-	-	-	134.1%	-
	水力残務整理	26	2,023,342	3,237,054	△1,213,712	△949,033	2,803,776	1,171,993	1,631,783
		27	699,231	1,267,591	△568,360	12,566	7,364,095	1,850,356	5,513,739
		増減	△1,324,111	△1,969,463	645,352	961,599	4,560,319	678,363	3,881,956
		前年対比	34.6%	39.2%	-	-	262.6%	157.9%	337.9%
合計	26	21,266,901	20,151,757	1,115,144	889,951	6,713,047	14,263,498	△7,550,451	
	27	17,693,040	17,804,845	△111,805	133,801	10,328,415	14,731,620	△4,403,205	
	増減	△3,573,861	△2,346,912	△1,226,949	△756,150	3,615,368	468,122	3,147,246	
	前年対比	83.2%	88.4%	-	15.0%	153.9%	103.3%	-	

## 平成27年度当初予算 会計別支出予算総額

(単位：千円)

区 分		平成26年度 当初予算	平成27年度 当初予算	増 減	前年対比
水道事業	収益的支出 (A)	9,524,074	9,469,466	△54,608	99.4%
	資本的支出 (B)	6,665,930	6,377,605	△288,325	95.7%
	うち建設改良費	2,704,386	2,744,648	40,262	101.5%
	合 計 (A)+(B)	16,190,004	15,847,071	△342,933	97.9%
工業用水道事業	収益的支出 (A)	6,207,407	5,880,605	△326,802	94.7%
	資本的支出 (B)	6,421,462	6,498,145	76,683	101.2%
	うち建設改良費	3,726,809	4,335,648	608,839	116.3%
	合 計 (A)+(B)	12,628,869	12,378,750	△250,119	98.0%
電気事業	収益的支出 (A)	4,420,276	2,454,774	△1,965,502	55.5%
	資本的支出 (B)	1,176,106	1,855,870	679,764	157.8%
	うち建設改良費	145,264	1,335	△143,929	0.9%
	合 計 (A)+(B)	5,596,382	4,310,644	△1,285,738	77.0%
合 計	収益的支出 (A)	20,151,757	17,804,845	△2,346,912	88.4%
	資本的支出 (B)	14,263,498	14,731,620	468,122	103.3%
	うち建設改良費	6,576,459	7,081,631	505,172	107.7%
	合 計 (A)+(B)	34,415,255	32,536,465	△1,878,790	94.5%

## 4 平成26年度決算見込みの概要について

### (1) 損益計算書及び貸借対照表（平成26年度決算見込）

#### ① 水道事業会計

科目	H26	対前年比
営業収益	93	98.5
営業費用	77	105.9
営業利益	16	73.8
営業外収益	10	441.0
営業外費用	9	91.8
経常利益	17	121.4
特別利益	6	皆増
特別損失	1	皆増
当年度純利益	22	157.1
前年度繰越利益剰余金等	14	—
当年度未処分利益剰余金	36	260.1

科目	H26	対前年比
固定資産	1,287	86.0
流動資産	177	107.5
資産合計	1,464	88.2
固定負債	309	487.1
流動負債	47	446.0
繰延収益	250	皆増
負債合計	606	819.2
資本金	813	72.2
剰余金	45	9.8
資本合計	859	54.1
負債・資本合計	1,464	88.2

#### 損益計算書の概要

損益計算書は、水道、工業用水道及び電気事業に係る平成26年度の収益、費用及び損益の状況を示したもので、各事業の1年間の経営成績を表しています。

収益の主なものは営業収益であり、これは水や電力の供給に係る料金収入です。また、費用の主なものは営業費用であり、これは施設の管理・運営に伴う経費や減価償却費などです。

平成26年度の各事業の純利益は以下のとおりです。

水道事業 : 22億円  
工業用水道事業 : 5億円  
電気事業 : △2億円

なお、電気事業については、水力発電事業とRDF焼却・発電事業を合わせて記載しています。

#### ② 工業用水道事業会計

科目	H26	対前年比
営業収益	54	95.9
営業費用	49	107.9
営業利益	5	45.0
営業外収益	67	27,150.1
営業外費用	4	90.6
経常利益	68	969.3
特別利益	13	皆増
特別損失	76	皆増
当年度純利益	5	75.3
前年度繰越利益剰余金等	7	皆増
当年度未処分利益剰余金	12	175.3

科目	H26	対前年比
固定資産	990	81.3
流動資産	133	101.4
資産合計	1,122	83.2
固定負債	200	301.1
流動負債	29	347.2
繰延収益	182	皆増
負債合計	411	550.0
資本金	687	80.8
剰余金	24	5.8
資本合計	712	55.9
負債・資本合計	1,122	83.2

#### 貸借対照表の概要

貸借対照表は、各事業の平成26年度末の資産と負債及び資本の状況を示したもので、決算日時点における財政の状態を表しています。

資産は、施設等の固定資産と預金等の流動資産で構成されます。固定資産は管路や浄水場、発電施設等の有形固定資産、ダム使用权等の無形固定資産等です。

また、負債は、企業債や引当金等の固定負債と企業債や未払金等の流動負債、国庫補助金等の繰延収益で構成されます。

資本は、資本金と剰余金で構成されます。

#### ③ 電気事業会計

科目	H26	対前年比
営業収益	14	54.8
営業費用	16	64.9
営業利益	△1	—
附帯事業収益	14	101.1
営業外収益	4	3,720.3
附帯事業費用	11	86.8
営業外費用	1	58.0
経常利益	5	210.8
特別利益	2	皆増
特別損失	9	皆増
当年度純利益	△2	—
前年度繰越利益剰余金等	△22	—
当年度未処分利益剰余金	△25	—

科目	H26	対前年比
固定資産	82	63.2
流動資産	54	157.6
資産合計	136	83.1
固定負債	7	250.2
流動負債	14	202.7
繰延収益	10	皆増
負債合計	31	317.4
資本金	130	88.1
剰余金	△25	—
資本合計	105	68.2
負債・資本合計	136	83.1

※億円未満四捨五入のため合計が合わない場合があります。

(2) 長期債務の状況 (平成26年度末現在)

(単位：億円)

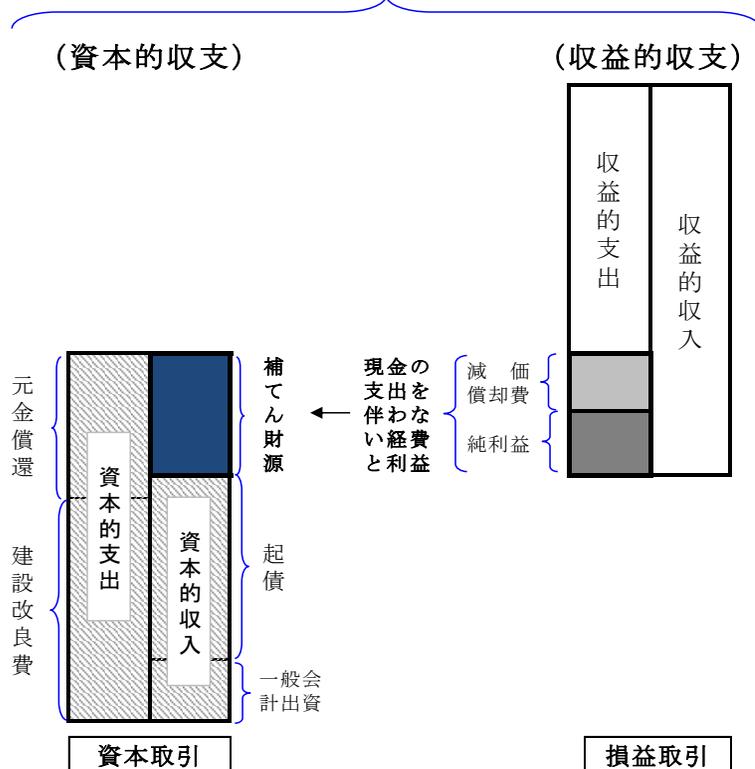
		H25年度末 残高 (A)	増減額 (B)	H26年度末 残高 (C) = (A) + (B)
水道	元金	( 76) 328	( △10) △ 37	( 66) 290
	利息	54	△ 9	45
	計	609	△ 83	526
工業用水道	元金	( 36) 182	( △12) △ 20	( 24) 162
	利息	24	△ 5	19
	計	206	△ 15	191
電気	元金	( 14) 18	( △7) △ 9	( 7) 9
	利息	3	△ 3	0
	計	21	△ 6	15
合計	元金	( 127) 528	( △30) △ 67	( 97) 461
	利息	81	△ 16	65
	計	609	△ 83	526

※元金欄上段の( )書は、利率3%以上の企業債・水資源機構割賦負担金の合計で内数。

※四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

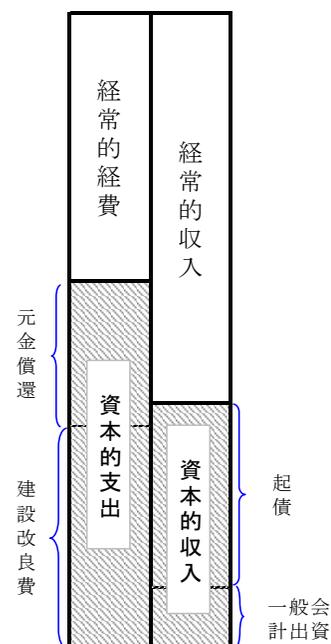
(参考) 公営企業予算と官公庁予算

【公営企業予算】



【官公庁予算】

<イメージ図>



## 5 経営基盤の強化について

### (1) 人材育成

次世代への技術継承とチャレンジする組織を目指して、平成19年11月に「三重県企業庁人材育成方針」を策定し、職員の能力開発や技術継承に取り組んでいます。

#### ア 推進体制

「三重県企業庁職員研修委員会」において、毎年度「三重県企業庁職員研修計画」を策定し、継続的、総合的に研修等を実施しています。

また、研修委員会のもとに「人材育成部会」を設置し、次のような役割分担で取組を行います。

- ・ 研修委員会では、研修計画を策定し、進捗管理を行うとともに、研修実績、資格・免許の取得実績等の把握などを通じて効果測定を行います。
- ・ 人材育成部会では、具体的な研修の実施方法、結果検証、改善の検討を行います。

#### イ 平成27年度の主な取組

- ・ 「三重県企業庁職員研修計画」に基づく研修を実施し、職務上必要な知識・技術の習得や能力の向上を図ります。
- ・ 施設の維持管理業務等の民間委託を進めるなかで、「安全・安定」供給が継続できるよう、「施設の維持管理」、「水質管理」及び「緊急時対応力」を向上させるため、専門的な知識を有し、高い技術力を習得している職員を講師とする実践的な研修を実施します。

### (2) 防災危機管理

「三重県企業庁防災危機管理推進計画（平成26年3月第3回改訂版）」に基づき、危機管理体制の充実・強化、地震・風水害など自然災害による被害の軽減や漏水等事故の未然防止等に取り組んでいます。

#### ア 推進体制

企業庁における危機管理を推進するため、本庁に「危機・事業管理監」、事業所に「副所長」を配置しています。

その上で、危機・事業管理監や副所長等をメンバーとする「企業庁危機管理推進会議」を設置し、災害発生時の未然防止対策の検討や、事故原因の分析結果などを情報共有することで、取組の水平展開を図っています。

また、民間委託の推進や業務の効率化に伴い人員削減が進む中で、災害時における応援要員の確保等、受託事業者を含めた危機管理体制を確立するため、平成20年度から企業庁独自の参集体制として、県内で震度5強以上の地震発生時などの場合には、あらかじめ定めた企業庁有人施設（原則、職員の自宅に最も近い施設）に参集することとしています。平成21年度からは、企業庁独自の参集体制に基づき訓練を実施するとともに、受託事業者等との連携強化を図っています。

### イ 平成27年度の主な取組

- ・ 取水施設や浄水場等の主要施設及び復旧に時間を要する水管橋の耐震化等を計画的、重点的に実施します。また、液状化が想定されている地域等に埋設されている水道用水の管路について、計画的に整備を行います。
- ・ 危機管理体制に関する訓練を各所属で実施し検証を行うとともに、受託事業者等との連携強化に努めることにより、効果的な体制の確立に取り組みます。

### (3) 労働安全衛生

各事業所における労働災害・事故ゼロを実現するため、次のとおり労働安全衛生の確立に取り組んでいます。

#### ア 推進体制

「三重県企業庁安全衛生基本方針」に基づき、「総括安全衛生委員会」において毎年度、「安全衛生重点取組項目」を決定するとともに、「各事業場安全衛生計画」を策定し、実効性のある労働安全衛生の取組を行っています。

### イ 平成27年度の主な取組

- ・ 発注者として労働災害防止のため、受注者等に対する安全衛生管理体制の周知徹底に取り組みます。
- ・ 職場に潜む労働災害をもたらすリスク（潜在リスク）についての把握を行い、そのリスクに対して優先順位をつけて評価する「リスクアセスメント」を各事業所で実施し、その結果に応じてリスクの除去又は低減対策を検討し実行します。
- ・ 職員の心身の健康の保持増進に努めます。

<参考>労働災害発生件数

年度	企業庁職員	受注者
24	1	0
25	2	0
26	0	0

## 【事業関係】

### 1 水道用水供給事業

#### (1) 運営状況

本県の水道用水供給事業は、水源確保や行政区域を越えた施設整備の必要性から、昭和43年度に志摩水道用水供給事業の給水を開始して以来、中勢水道用水供給事業、北勢水道用水供給事業、南勢水道用水供給事業の給水を順次開始しました。

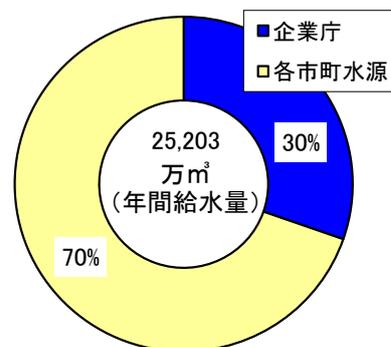
その後、順次事業統合や拡張事業を実施し、市水道事業への一元化等を経て、現在は、北中勢水道用水供給事業、南勢志摩水道用水供給事業の2事業を営業しており、県内18市町に供給し、県民の暮らしの安全・安心に寄与するため、取り組んでいます。

平成27年4月1日現在の給水能力は、一日あたり429,366 $\text{m}^3$ となっています。

平成25年度の給水量は約7,600万 $\text{m}^3$ で、県全体の需要量に対し約30%の水量に相当します。(平成26年度の給水量は約7,300万 $\text{m}^3$ )

平成27年度についても、引き続き、安全で安心な水道用水を安定して供給するため、計画的な施設改良等を進めます。

県内水道の給水量に  
企業庁の水が占める割合  
(平成25年度実績)



#### (2) 料金

本県の水道料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。

基本料金・・・「基本水量」に「基本料金の料率(円/ $\text{m}^3$ ・月)」を乗じて得た金額  
使用料金・・・「使用水量」に「使用料金の料率(円/ $\text{m}^3$ )」を乗じて得た金額

水道料金については平成27年4月1日に改定を行っています。

水道料金表(平成27年4月1日現在)

事業名	北中勢水道用水供給事業					南勢志摩 水道用水 供給事業
	北勢系 木曾川水系	北勢系 三重水系	北勢系長良川水系		中勢系	
			亀山市以外	亀山市		
基本料金の料率 (円/ $\text{m}^3$ ・月)	700	1,710	2,300	2,490	980	780
使用料金の料率 (円/ $\text{m}^3$ )	39	39	39	39	39	39

水道事業の概要【営業関係】

(平成27年4月1日現在)

事業名	水源 <浄水場>	計画 目標 年度	給水対象市町及び給水量 (m <sup>3</sup> /日)	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	給水開始 年月日
北中勢水道用水供給事業	北勢系 木曾川水系	木曾川総合用水 (岩屋ダム) <播磨>	S60 四日市市 36,200 木曾岬町 2,800 桑名市 24,300 朝日町 1,200 鈴鹿市 10,000 川越町 5,800 計 80,300	80,300	一部給水: S52.3.28 全部給水: S54.4.1
	北勢系 三重水系	三重用水 <水沢>	H12 四日市市 41,800 鈴鹿市 6,600 菰野町 2,600 計 51,000	51,000	一部給水: H3.4.1 全部給水: H8.4.1
	北勢系 長良川水系	長良川 (長良川河口堰) <播磨>	H30 四日市市 2,200 木曾岬町 2,000 桑名市 1,100 菰野町 700 鈴鹿市 2,200 朝日町 1,000 亀山市 7,400 川越町 1,400 計 18,000	18,000	一部給水: H13.4.1 一部給水: H21.7.1 全部給水: H23.4.1
	中勢系 雲出川水系	雲出川 (君ヶ野ダム) <高野>	S60 津市 76,916 松阪市 4,500 計 81,416	81,416	創設: S46.6.4 一次拡張: S56.4.1
	中勢系 長良川水系	長良川 (長良川河口堰) <大里>	H30 津市 50,500 松阪市 8,300 計 58,800	58,800	全部給水: H10.4.1
南勢志摩水道用水供給事業	櫛田川 (蓮ダム) <多気>	H32 伊勢市 37,300 明和町 2,800 松阪市 61,000 大台町 1,700 鳥羽市 20,000 玉城町 500 志摩市 10,000 度会町 500 多気町 6,050 計 139,850	139,850	一部給水: S62.5.1 全部給水: H27.4.1	
合 計			18市町	429,366	

水道事業の概要【確保水源】

(平成27年4月1日現在)

水 源	計画給水量(m <sup>3</sup> /日)	工 期	事業費	備 考
長良川 (長良川河口堰)	151,200	昭和43~ 平成6年度	78.2億円	水源施設は完了 (水資源機構管理)
櫛田川 (蓮ダム)	20,850	昭和46~ 平成3年度	36.1億円	水源施設は完了 (国土交通省管理)

※事業費は、事業化分を除いた確保水源としての水道負担額。

(3) 取組方針

- ・ ライフラインに係る大規模地震対策の必要性はますます高まっており、被害の軽減や未然防止のため、施設の耐震化を図るとともに、漏水等を防止し安定した水道用水の供給を図るため、老朽劣化対策を着実に進めます。
- ・ 安全で安心な水道用水の供給のため、適切な水質管理に努めるとともに、水質等に関する情報を受水市町や県民の皆様にホームページ等でわかりやすく提供していきます。

#### (4) 計画的な施設改良の推進

沈澱池等の主要施設及び水管橋の耐震化を行うことにより、大規模地震などの災害時において、被害を最小限に抑え、迅速な復旧による早期の送水を可能とします。

また、管路については、老朽劣化対策として着実に更新を行うことにより、安定した供給を可能とします。

【年度別事業費】 (単位：百万円)

年度	H 2 7	H 2 8	2か年計
水 道	2, 702	2, 987	5, 689

※「第3次中期経営計画」より抜粋。事業費は計画ベース。

#### ア 耐震化

##### (ア) 応急復旧期間の目標

当庁施設の被災後の応急復旧期間の目標を1週間以内とし、目標達成のため必要な耐震化を実施します。

##### (イ) 主要施設

被災した場合、人命や社会的に重大な被害を及ぼすと思われる沈澱池等、主要施設の耐震化は平成24年度に完了しました。

##### (ウ) 水管橋

被災時の影響が大きい大口径の水管橋や、構造が複雑で応急復旧に長期間を要する水管橋の耐震化を優先的に実施します。



耐震補強工事の実施状況  
〔宮川水管橋下部工〕

##### (エ) その他

北中勢水道用水供給事業(北勢系・木曾川用水系)の重要な水源施設で、水資源機構が管理する木曾川用水施設については、水資源機構が耐震化工事を進めており、利用者がその費用の負担を行っています。

**【第3次中期経営計画における成果指標】**

(単位：%)

指標	H26 (実績値)	H27 (目標値)	H28 (目標値)
主要施設の耐震化率	100.0	100.0	100.0
水管橋の耐震化率	98.2	98.8	98.8

※主要施設の耐震化率：企業庁が管理する主要施設（129施設）のうち、計画的に耐震化する主要施設の割合。

※水管橋の耐震化率：企業庁が管理する水管橋（170橋）のうち、計画的に耐震化する水管橋（平成28年度までに168橋）の割合。

**イ 老朽劣化対策**

**(ア) 管路**

昭和40年代後半から昭和50年頃に布設された送水管について、老朽劣化に伴う漏水が頻発するようになったため、送水管の布設替えを行います。



管路布設替えの状況

**【第3次中期経営計画における成果指標】**

(単位：%)

指標	H26 (実績値)	H27 (目標値)	H28 (目標値)
管路の耐震化率	—	測量設計着手	4.4

※管路の耐震化率：10年間（平成27年度～平成36年度）で耐震化する管路（18.5 km）のうち、計画的に耐震化する管路（平成28年度までに820m）の割合。

## (イ) 電気・計装・機械設備等

電気設備、計装設備、機械設備及び監視制御設備などについて、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び機器の製造中止等を総合的に勘案して更新します。



高野浄水場中央制御監視盤の状況

### 【第3次中期経営計画における成果指標】

(単位：%)

指標	H26 (実績値)	H27 (目標値)	H28 (目標値)
設備の更新率	93.3	—	—
	—	33.3	100.0

#### ※設備の更新率

上段：「第2次中期経営計画」(平成23年度～平成26年度)の更新対象設備(90設備)のうち、平成26年度までに更新した設備(84設備)の割合。

(残る6設備は延命が可能と判断し、84設備の更新により目標達成とした。)

下段：「第2次中期経営計画」(平成23年度～平成26年度)の更新対象設備(90設備)とは別に、2年間(平成27年度～平成28年度)で新たに更新する設備(15設備)のうち、計画的に更新する設備の割合。

## (5) 環境への貢献

地球温暖化対策、温室効果ガスの削減に取り組むため、浄水場等の機器更新時に省エネ機器への転換を図っていきます。

## 2 工業用水道事業

### (1) 運営状況

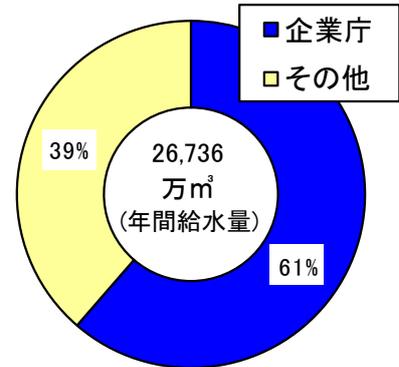
本県の工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大への対応や、地盤沈下に対する地下水代替水確保の必要性から、昭和31年に四日市工業用水道の給水を開始して以来、北伊勢工業用水道第1期から第4期事業へと拡張を重ねてきました。この間、他の地域でも事業を進め、昭和38年には松阪工業用水道、昭和46年には中伊勢工業用水道、昭和61年には多度工業用水道の給水を開始しました。

平成27年4月1日現在の給水能力は、一日あたり911,500m<sup>3</sup>で、県内の92社105工場に工業用水を給水し、産業の発展、県土の保全に寄与するため、取り組んでいます。

平成25年の給水量は約1億6,400万m<sup>3</sup>で、県全体の需要量に対し約61%の水量に相当します。(平成26年の給水量は約1億6,100万m<sup>3</sup>)

平成27年度についても、引き続き、良質な工業用水を安定して供給するため、計画的な施設改良等を進めます。

県内工業用水に  
企業庁の水が占める割合  
(平成25年実績)



### 工業用水道事業の概要

(平成27年4月1日現在)

事業名	給水区域	給水工場数	水源 <浄水場>	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	契約給水量 (m <sup>3</sup> /日)	給水開始 年月日	工期	事業費 (千円)
北伊勢工業用水道事業	桑名市 四日市市 鈴鹿市 津市 朝日町 川越町	70社81工場	長良川 <沢地> 員弁川 <伊坂> 木曾川総合 用水 (岩屋ダム) <山村>	(990,000) 830,000	724,820	昭和31年 4月1日	昭和28年～	(14,270,826) 63,147,035
多度工業用水道事業	桑名市	—	三重用水 <多度>	(10,000) 10,000	0	昭和61年 4月1日	昭和 59～62年度	(10,434,228) 1,813,600
中伊勢工業用水道事業	津市	15社17工場	雲出川 (君ヶ野ダム)	(50,000) 33,000	17,810	昭和46年 5月1日	昭和44年～	(429,110) 5,200,000
松阪工業用水道事業	松阪市	7社7工場	榎田川	(38,500) 38,500	38,500	昭和38年 10月15日	昭和 36～62年度	908,208
合計		92社105工場		(1,088,500) 911,500	781,130			(25,134,164) 71,068,843

※給水能力の( )内は全体計画量を、事業費の( )内は水源負担額(外数)を示す。

※給水区域は現在給水している区域を示す。

※中伊勢工業用水道事業、松阪工業用水道事業は浄水場なし。

※給水工場数の合計は各事業別の数を積み上げたものである。

※多度工業用水道事業は、平成26年10月1日よりユーザー不在。

## 工業用水道事業の概要【確保水源】

(平成27年4月1日現在)

事業名	計画給水区域	水源	計画給水量 (m <sup>3</sup> /日)	工期	事業費
鈴鹿工業用水道事業	四日市市 鈴鹿市	三重用水	4,800	(三重用水) 昭和39年度 ～ 平成4年度	(三重用水) 約30.1億円
長良川河口堰関連 工業用水道事業 (仮称)	北勢地域	長良川 (長良川 河口堰)	515,000	(長良川河口堰) 昭和43年度 ～ 平成6年度	(長良川河口堰) 約266.3億円
計			519,800		

## (2) 料金

本県の工業用水道料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。

基本料金・・・「基本使用水量(m<sup>3</sup>/日)」(契約水量)にその月の日数を乗じて得た水量に「基本料金単価(円/m<sup>3</sup>)」を乗じて得た金額

使用料金・・・「使用水量(m<sup>3</sup>/日)」(基本使用水量から休止水量<sup>(※)</sup>を減じた水量)にその月の日数を乗じて得た水量に「使用料金単価(円/m<sup>3</sup>)」を乗じて得た金額

※休止水量・・・使用量が少ない時期等に休止水量を申請していただくことにより、その分の使用料金を減額。休止水量変更時期は年2回。(5月、11月)

また、「使用水量」を超えて受水した場合には、超過料金をいただいています。

なお、平成27年度は、今後の経営の見通しを勘案しながら平成28年度以降の料金について検討を行います。

### 工業用水道事業の料金表 (平成27年4月1日現在)

(単位:円/m<sup>3</sup>)

	基本料金単価	使用料金単価	超過料金単価
北伊勢工業用水道事業	14.5	4.0	37.0
多度工業用水道事業	45.0	—	90.0
中伊勢工業用水道事業	21.3	1.9	46.4
松阪工業用水道事業	14.9	1.1	32.0

### (3) 取組方針

- ・ 施設の老朽劣化対策として、昭和56年から順次改築事業を実施してきましたが、老朽劣化対策の一層の推進とともに、耐震化が急務となっており、安定給水を最優先に置いた施設の改築を着実に進めます。
- ・ 安全・安心・安定供給の実現を図りつつ、料金負担の軽減等、ユーザーのニーズにも対応していくため、事業運営において引き続きコスト縮減に努めるとともに、ユーザーに対し積極的に経営情報の提供を行います。
- ・ 未売水の解消に向け、関係部局や市町の企業誘致担当部局と連携し需要開拓に取り組むとともに、企業からの給水申し込みに対し、迅速な対応を行います。

未売水：将来の水需要に対応するため確保している水源のうち、既に事業化しているが受水者が未確定なもの。  
未利用水：将来の水需要に対応するため確保している水源のうち、事業化されていないもの。

### (4) 計画的な施設改良の推進

取水施設や浄水場等の主要施設や水管橋の耐震化を行うことにより、大規模地震等の災害時における被害を最小限に抑え、迅速な復旧による早期の給水を可能とします。

また、老朽劣化対策については、配水運用上重要な制水弁の更新を優先的に実施するとともに、計画的に電気・計装・機械設備等の更新を行うことにより、事故の未然防止に努めます。

#### 【年度別事業費】

(単位：百万円)

年度	H27	H28	2か年計
工業用水道	4,151	3,750	7,901

※「第3次中期経営計画」より抜粋。事業費は計画ベース。

## ア 耐震化

### (ア) 応急復旧期間の目標

一般的に、被災後の工場の操業は、水道、道路等の社会基盤が復旧してから再開されることが考えられることや、過去の大震災後の工業用水道の復旧状況を踏まえ、被災後の応急復旧期間の当面の目標を6週間以内としています。

### (イ) 主要施設

被災した場合、人命や社会的に重大な被害を及ぼすと思われる浄水場・取水所等、主要施設の耐震化を実施します。

## (ウ) 水管橋

管路施設の被災によりユーザーへ給水支障を与えないようにするため、応急復旧に長期間を要する主要水管橋の耐震化を優先的に実施します。



耐震化を行った鈴鹿川第2水管橋

## (エ) その他

北伊勢工業用水道事業の重要な水源施設で、水資源機構が管理する木曾川用水施設については、水資源機構が耐震化工事を進めており、利用者がその費用の負担を行っています。

### 【第3次中期経営計画における成果指標】

(単位：%)

指標	H26 (実績値)	H27 (目標値)	H28 (目標値)
主要施設の耐震化率	87.5	95.3	96.9
水管橋の耐震化率	90.5	94.6	94.6

※主要施設の耐震化率：企業庁が管理する主要施設（64施設）のうち、計画的に耐震化する主要施設（平成28年度までに62施設）の割合。

※水管橋の耐震化率：企業庁が管理する水管橋（74橋）のうち、計画的に耐震化する水管橋（平成28年度までに70橋）の割合。

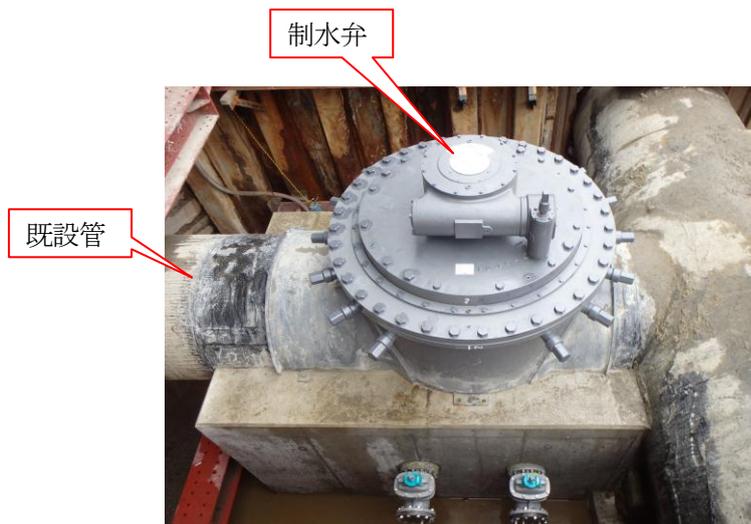
## イ 老朽劣化対策

### (ア) 制水弁

制水弁の老朽劣化対策として、ユーザーへの給水に支障が生じない不断水工法による制水弁の取替工事を実施します。

### (イ) 電気・計装・機械設備等

電気設備、計装設備、機械設備及び監視制御設備などについて、個々の設備の耐用年数、劣化状況等を総合的に判断して更新します。



不断水工法による制水弁の設置状況  
〔内径1350mm制水弁取替工事（四期・下深谷部）〕

【第3次中期経営計画における成果指標】

（単位：％）

指標	H26 (実績値)	H27 (目標値)	H28 (目標値)
制水弁の更新率	—	5.1	10.2
設備の更新率	45.6	67.4	69.8
	—	14.3	100.0

※制水弁の更新率：10年間（平成27年度～平成36年度）で更新する制水弁（59基）のうち、計画的に更新する制水弁の割合。

※設備の更新率

上段：「第2次中期経営計画」（平成23年度～平成26年度）の更新対象設備（43設備）について、2年間（平成27年度～平成28年度）で引き続き計画的に更新する設備の割合。

下段：「第2次中期経営計画」（平成23年度～平成26年度）の更新対象設備（43設備）とは別に、2年間（平成27年度～平成28年度）で新たに更新する設備（14設備）のうち、計画的に更新する設備の割合。

ウ 配水運用の強化

漏水事故等の緊急時における給水の安定化を図るため、管路の複線化・ループ化による配水ネットワークの強化を計画的に実施します。

（5）環境への貢献

地球温暖化対策、温室効果ガスの削減に取り組むため、浄水場等の機器更新時に省エネ機器への転換を図っていきます。

### 3 電気事業（RDF焼却・発電事業）

#### (1) 運営状況

本県のRDF焼却・発電事業は、資源循環型社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するための県のモデル事業として、平成14年12月から企業庁が運営しています。

三重ごみ固形燃料発電所は、平成15年8月19日の貯蔵槽爆発事故発生に伴い運転を停止しましたが、安全対策等の施設改修および危機管理マニュアル等を整備し、試運転を経て、平成16年9月21日から運転を再開しました。

また、安定的にRDFを処理するため、貯蔵施設を新たに整備し、平成18年8月29日から運用を開始しました。

現在、焼却・発電施設及び貯蔵施設の各運転管理業務受託事業者と企業庁が緊密な連携のもと一体となって発電所の運営にあたっています。

#### (参考1) 発電所の概要

設置場所：桑名市多度町力尾地内

処理方式：外部循環型流動層ボイラ方式

処理能力：240 t/日（120 t/日×2系列）

発電出力：12,050 kW

#### (参考2) RDF製造市町（5団体12市町）

事業主体	構成市町
桑名広域清掃事業組合	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
香肌奥伊勢資源化広域連合	大台町、多気町、大紀町
南牟婁清掃施設組合	熊野市、御浜町、紀宝町
伊賀市	—
紀北町	—

#### ア 焼却・発電施設の運用

ボイラの排ガス分析等、周辺地域の環境測定を適宜実施するとともに、RDF受入検査、設備の定期点検（ボイラ年3回）及び法定自主検査（ボイラ2年に1回、タービン4年に1回）を行うなど、安全確保に取り組んでいます。

RDFの焼却により発電した電力は、桑名広域清掃事業組合及び電気事業者に供給しており、これは一般家庭約1万4千世帯の1年間の使用電力量に相当します。

（平成26年度実績）RDF処理量：46,513 t（日平均 約127t）

供給電力量：50,300千kWh

## イ 貯蔵施設の運用

### (ア) 平常時の運用

ボイラの連続運転を確保するため、RDF搬入量の少なくなる週末に向けて必要な量のRDFを貯蔵します。

### (イ) RDFの適切な貯蔵

異常を早期に発見し、迅速かつ的確な対応ができるよう、「RDF貯蔵施設管理規程」に基づき、24時間体制で温度・ガス等の監視を行います。

### (ウ) ボイラ定期点検時等の運用

2基のボイラは1基ごとに点検するため、ボイラ1基の処理能力を超えるRDFを貯蔵し、点検等終了後に焼却処理します。なお、4年に1回のタービン法定自主検査時には、貯蔵能力を超えるRDFを外部処理します。

#### (参考3) RDF貯蔵施設(平成18年8月29日から運用開始)の概要

ア 形式:屋内式開放型ピット方式

イ 主要寸法:幅39.0m×長さ39.8m×高さ10.6m

ウ 最大貯蔵量:約1,000t(約137t×6ピット、約86t×2ホップ)

エ 主な安全対策設備:

- 温度測定装置
  - ・ピット内RDF温度測定器(測温ケーブル式)2本/ピット
  - ・ホップ内RDF温度測定器(測温抵抗体式)8箇所/ホップ
  - ・RDF表面温度計(赤外線二次元イメージセンサー)2基
  - ・温湿度計 室内外各1基

○ガス濃度測定装置(一酸化炭素、メタン、水素、酸素)1式

○常時換気設備(処理風量250m<sup>3</sup>/分)1基

○ピット内注水設備

- ・防火水そう(200m<sup>3</sup>)1基
- ・防火ポンプ(100m<sup>3</sup>/時間)1台



RDF貯蔵施設

## (2) 安全対策等

### ア 安全管理会議

平成16年3月に、発電所の安全運転の確保および環境保全に資するため、学識経験者、地域住民、市町関係職員、消防職員、県関係職員で構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」を、さらに同年5月には、専門的、技術的知見からの検討を行うため、学識経験者等で構成する「同技術部会」を設置し、運転状況を随時報告するとともに、発電所の運営等についてご意見をいただき、安全・安定運転に反映しています。

(開催実績) 平成26年度:安全管理会議2回、技術部会2回

## イ RDF品質管理

「ごみ固形燃料の品質管理に関する規程」に基づき、RDFの品質管理を行っています。主な取組として、RDFの受入時には必ず受入検査を行い(年間2,600回程度)、同規程の基準を満たさないRDFは市町に返却するなど、環境生活部と連携しながら品質管理を徹底しています。

## ウ 地域との連携

地域住民の安全かつ安心な生活環境の保全に向けて地域と企業庁が協働して取り組むため、地元自治会役員と発電所職員で構成する「地域連絡会議」を設置し、地域との調整や情報共有を行っています。

また、発電所だより(月1回発行)により、定期的に地元住民に発電所の運転状況等を報告しています。

今後も地元住民等関係者の理解と協力のもと、発電所の運営を進めます。

## (3) RDF処理委託料の経緯

### ア 平成14年度から平成19年度の処理委託料

RDF焼却・発電事業は、売電による電力料収入と市町の負担により運営経費を賄うこととし、処理委託料3,610円/t(税抜き)で平成14年度から事業を開始しました。

その後、電力料収入の減少や新たな安全対策経費の増加等により、健全経営が困難な状況となったため、関係市町と協議を重ね、平成19年2月7日のRDF運営協議会総会(以下「総会」という。)において、平成18年度及び平成19年度の処理委託料を4,817円/t(税抜き)とすることなどについて市町と合意しました。

### イ 平成20年度以降の処理委託料の改定

平成20年度以降の処理委託料については、平成20年度から平成28年度の9カ年の収支見込みに基づき、平成28年度に収支均衡となるための処理委託料(以下「収支均衡単価」という。)を8,971円/t(税抜き)として設定し、平成21年度から毎年度処理委託料を段階的に引き上げることが平成20年11月6日の総会において決議されました。

### ウ 平成23年度からの処理委託料の改定

収支計画は平成20年11月の総会決議により3年ごとに見直すこととなっており、平成22年度に収支計画の見直しについて市町と協議を行いました。その結果、収支不足見込額が4.1億円悪化し23億円となることから、収支均衡単価を10,389円/t(税抜き)に引き上げ、平成23年度からの処理委託料を増額改定することが平成23年4月5日の総会において決議されました。

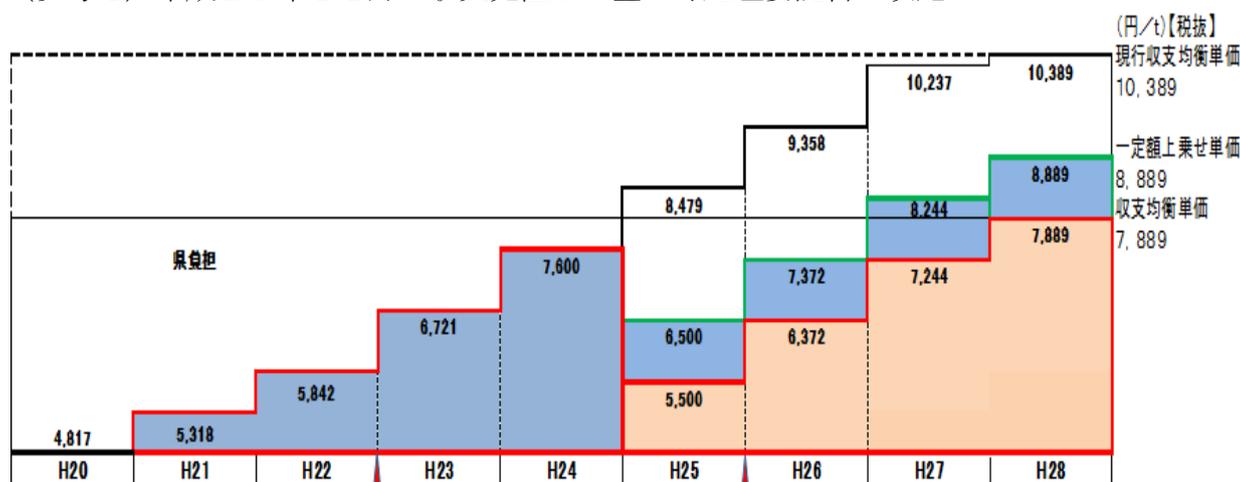
## エ 平成25年度からの処理委託料の改定

三重ごみ固形燃料発電所は、平成24年11月から「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生エネ法）」に基づく固定価格買取制度での売電を開始したこと等に伴い、平成28年度までに10億円程度の売電収入の増加が見込まれることとなりました。このことから、平成25年度に市町と協議を行った結果、3年ごとの収支計画の見直しを1年前倒して平成25年度から実施することとなりました。

見直しの結果、収支不足見込額が10.2億円改善し12.9億円となることから、収支均衡単価を7,889円/t（税抜き）に引き下げ、平成25年度からの処理委託料を減額改定することが平成25年11月29日の総会において決議されました。

なお、今回の料金改定では、平成29年度の処理委託料の急激な上昇を軽減させるため、平成29年度以降の市町負担分の前倒しとして、平成25年度から平成28年度までの処理委託料に1,000円/t（税抜き）を上乗せして徴収することとなりました。

（参考4）平成25年11月の収支見直しに基づく処理委託料の改定



## （4）RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について

### ア あり方検討作業部会の設置

平成20年11月の総会決議により、平成20年12月、RDF運営協議会内に「あり方検討作業部会」を設置し、事業を継続する場合の諸課題について検討を行い、一定の方向性を得よう市町と協議を進めてきました。

### イ 平成29年度以降の参画市町、継続期間

平成29年度以降の参画市町について、平成22年4月のRDF運営協議会理事会（以下「理事会」という。）で、県内5製造団体（13市町）での新たな枠組み※において事業を継続することが決議されました。

また、平成29年度以降の継続期間について、平成22年8月の理事会で、4年間（平成32年度末事業終了）とすることが決議されました。

※平成25年度末で志摩市が離脱し、5製造団体（13市町）となりました。

## ウ 平成29年度以降の費用負担、事業主体

平成23年4月の総会で、平成29年度から平成32年度までの収支の不足見込額（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）を県と市町とで半分ずつ負担すること及びこの間の事業主体を県とすることが決議されました。

平成29年度以降継続期間中の運営主体については、関係部局で協議し決定していきます。

## エ RDF焼却・発電事業に係る確認書

平成29年度以降の参画市町や事業からの離脱に関する事項などの手続きを定めた「RDF焼却・発電事業に係る確認書」（以下「確認書」という。）が、平成24年3月の理事会で承認され、平成26年1月17日付けで押印が完了しました。

また、確認書の押印に先立ち、脱退する市町の責任を明確化するため、「脱退負担金の取り扱いに関する決議」が、平成25年10月の理事会で承認されました。

## (5) RDF運営協議会からの松阪市の脱退

松阪市は、旧飯南、飯高地区も含めた市全域のごみ処理を平成27年度から一元化することとなりました。これを受けて、松阪市の脱退に係る協議依頼文書が、平成26年3月31日付けでRDF運営協議会あてに提出されました。

RDF運営協議会で協議を行い、平成26年8月27日の理事会及び総会において、松阪市の脱退に関する条件及び平成27年3月31日付けでの脱退が承認され、松阪市は平成27年3月31日をもってRDF運営協議会から脱退しました。

## (6) RDF貯蔵槽爆発事故等に係る民事訴訟

三重ごみ固形燃料発電所のRDF貯蔵槽爆発事故等に係る富士電機(株)との間の民事訴訟については、平成27年3月19日に津地方裁判所において判決の言渡しがありました。三重県及び富士電機(株)ともに控訴しなかったため、第一審判決が確定し、本件訴訟は終結しました。

### 【参考】 損害賠償請求の認容額

三重県：19億0609万7903円（及び遅延損害金）（請求額は22億5653万4672円）

富士電機：7億8353万8243円（及び遅延損害金）（請求額は31億4752万5943円）

# 【資料】

# 企業庁事務分掌

本庁職員数 67人

## 副庁長

千代世 正人

(電話：059-224-2821)

### 企業総務課 17人

課長 浅井 雅之

(電話：059-224-2822)

#### 総務班 5人

組織定数及び人事に関すること  
給与及び福利厚生に関すること  
人権施策に関すること

#### 法令班 2人

法令、訴訟に関すること  
労働安全衛生に関すること

#### 企画班 4人

経営計画の推進に関すること  
重要施策・重要事業の企画調整に関すること  
県議会に関すること  
広聴広報に関すること

#### 事業管理班 5人

入札・契約制度及び技術管理に関すること  
人材育成に関すること  
危機管理に関すること

### 財務管理課 14人

課長 池田 三貴次

(電話：059-224-2829)

#### 経理班 4人

経理に関すること  
決算に関すること

#### 予算管理班 6人

予算に関すること

#### 資産管理班 3人

固定資産管理に関すること

### 危機・事業管理監兼RDF発電監

村林 行一

(電話：059-224-2822)

危機管理、事業管理の推進及びRDF焼却・発電事業に関すること

### 資産管理監

西川 秀樹

(電話：059-224-2829)

資産整理の推進、資産管理の調整及び企業出納員に関すること

